

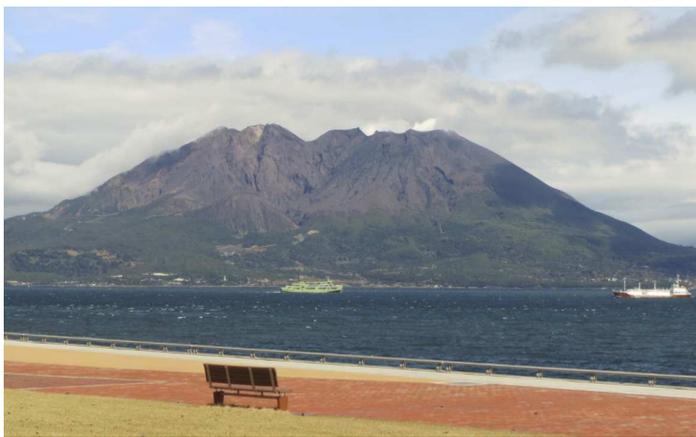
みどりのたより

65号

平成28年3月23日

CONTENTS

| | |
|------------------------------------|----|
| 緑の安全管理士会のあゆみ | 1 |
| I. 行政情報 | |
| 1. 平成26年度農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況 | 3 |
| 2. 平成27年農林水産物・食品の輸出実績 | 4 |
| 3. 平成26年度食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果 | 5 |
| 4. 平成27年の病虫害発生予察情報「特殊報」一覧 | 5 |
| 5. 平成27農薬年度ゴルフ場・緑地向け農薬出荷実績 | 7 |
| 6. 改正航空法周知ご協力の依頼(ドローン等無人航空機関係) | 7 |
| II. 緑の安全管理士会関係 | |
| 1. 平成26年度「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)の報告 | 10 |
| 2. 事務局からの連絡とお願い | 12 |
| III. 緑の安全推進協会関係 | |
| 1. 平成27年度「緑の安全管理士」199名を認定 | 13 |
| 2. 資格更新者へ新規の認定証を送付 | 14 |
| 3. 資格喪失に伴う復活措置の見直し | 14 |
| 4. 「特別研修会」を関東、中部で開催 | 15 |
| 5. 講師派遣について | 16 |
| 6. 農薬電話相談室について | 16 |
| 7. 「グリーン農薬総覧 追補2016年版」刊行のご案内 | 17 |
| 8. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」 | 17 |
| 9. 「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書 | 18 |
| 10. 「緑の安全管理士」認定証書及び認定証 紛失等再発行願い | 19 |



緑の安全管理士会のあゆみ

緑の安全管理士会会長
水流 昇

緑の安全推進協会が、平成7年5月31日に社団法人として再出発し、昨年20周年を迎えました。

協会の活動の中心となる緑の安全管理士会は、遅れること3年、平成10年5月22日に池之端文化センターで総会があり設立されました。

全国を7支部に分け初代会長に望田明利氏が選出され、九州沖縄支部長に私が任命されたことが、私の古い手帳にメモってありました。

緑の安全推進協会も、緑の安全管理士会も、主にゴルフ場及び緑化関係の農薬問題について取り組んでおり、農薬の適正使用・安全使用によって、豊かな緑の保全を図るという運動をさらに強く、効果的に推し進める為に力を注いでまいりました。その後、「緑の安全管理士」の育成と資質向上を図る為に、日本植物防疫協会研修会修了者の全農薬の農薬安全コンサルタント等で、資格申請者を「緑の安全管理士」農耕地分野と認定し、現在、合わせて2,815名の方々が緑の安全管理士として、農薬の適正・安全使用等の中核として活動しております。

又、昨年度は、緑の安全推進協会が創立して、20周年を迎えることから記念事業として、多数の緑の安全管理士を養成している事業所(製造会社10社・販売会社8社)の18社に感謝状を贈り、20年以上の長期継続の248名の方々に對しましては、平成27年度の更新時より認定証をゴールドカードにいたしました。

このような協会の歩みからも、緑の安全管理士は、農耕地・ゴルフ場を問わず農薬を使用するあらゆる分野において、農薬の適正使用を推進する為の指導的役割を果たす専門家として活躍しております。又、「緑の安全管理士」の資格を入札参加要件としている地方公共団体や、各都道府県の中には、農薬指導士の受講が免除されるどころも出てきました。緑の安全管理士会の活動は会員の方々や関連諸団体の絶大なご支援のもと、毎年資格更新を兼ねた支部大会等を通じて色々な角度から新しい情報等を提供して、皆様のご期待に応えられる緑の安全管理士会で有りたいと思っております。

何卒、皆様の一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

I. 行政情報

ハイライト

1. 平成 26 年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況 (平成 27 年 12 月 18 日公表)

農林水産省・厚生労働省は、農薬の使用に伴う事故及び被害のより効果的な再発防止対策の策定を目的に都道府県に依頼した、平成 26 年度の実態調査結果を公表した。

【調査結果】

(1) 人に対する事故 29 件 (40 人)

死亡事故: 散布中 0 件、誤用 5 件 (5 人)

中毒事故: 散布中 11 件 (22 人)、誤用 13 件 (13 人)

(2) 農産物・家畜等に対する被害 13 件

農産物: 11 件 魚 類: 2 件

(3) その他 1 件 (猟犬 1 件)

(本文 3 頁へ)

2. 肥料及び農薬の登録等に係る手数料の見直しに関する意見の募集について

農林水産省は、肥料及び農薬の登録等に係る手数料を規定する施行令及び施行規則の一部改正見直しについて、平成 28 年 2 月 5 日から 3 月 5 日の間、パブリックコメントを行った。

【改正案】 農薬の登録申請 現) 268,000 円 ⇒ 案) 719,300 円

農薬の再登録申請 現) 71,100 円 ⇒ 案) 73,200 円

農薬の適用拡大申請 現) 99,000 円 ⇒ 案) 251,700 円

※施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

3. 平成 27 年農林水産物・食品の輸出実績 (平成 28 年 2 月 2 日公表)

農林水産省は、財務省貿易統計の公表を受け平成 27 年の輸出実績を取りまとめた。

(1) 農林水産物・食品の輸出額は、7,452 億円で過去最高額 (前年比 21.8%増)。

(2) 農産物、林産物及び水産物の内訳は次の通り。

1) 農産物 4,432 億円 (前年比 24.2%増)

2) 林産物 263 億円 (前年比 24.8%増)

3) 水産物 2,757 億円 (前年比 18.0%増)

(3) 主な輸出先は、1 位香港、2 位米国、3 位台湾。

(本文 4 頁へ)

4. 2016 年 春の農作業安全確認運動の実施 (平成 28 年 2 月 24 日公表)

農林水産省は、農作業死亡事故を減少させるため、3 月から 5 月までを農作業安全対策の重点期間とし、「春の農作業安全確認運動」を実施する。

毎年、約 400 件の農作業による死亡事故が発生している。

5. 平成 26 年度 食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果

厚生労働省は、平成 28 年 3 月 4 日開催、薬事・食品衛生審議会で資料を公開した。

【調査結果】

(1) 29 の農薬等を検出、平均一日摂取量の推定では ADI 比の 0.009 %~2.80 %の範囲。

(2) 検出されなかった農薬等に関して、調査機関の検出限界の 20 %の量がすべての食品群に含まれていると仮定し推定された平均一日摂取量は、いずれの農薬等も ADI を十分に下回っていた。

(本文 5 頁へ)

1. 平成26年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況 (平成27年12月18日公表)

農水省 HP: <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/151218.html>

(別紙)

農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況 (平成22～26年度)

1. 人に対する事故

(単位:件(人))

| 区分 | | 年度 | | | | |
|----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 死 | 散布中 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 誤用 | 3 (3) | 8 (8) | 2 (2) | 4 (4) | 5 (5) |
| | 小計 | 3 (3) | 8 (8) | 2 (2) | 4 (4) | 5 (5) |
| 中 | 散布中 | 11 (21) | 10 (18) | 18 (36) | 11 (12) | 11 (22) |
| | 誤用 | 24 (28) | 18 (22) | 18 (22) | 13 (18) | 13 (13) |
| | 小計 | 35 (49) | 28 (40) | 36 (58) | 24 (30) | 24 (35) |
| 計 | | 38 (52) | 36 (48) | 38 (60) | 28 (34) | 29 (40) |

集計した事故には、自他殺は含まない。

(注) 区分欄の「誤用」は散布中以外の事故(誤飲・誤食等)を指す。
発生時の状況が不明のものは「誤用」として集計している。

(原因別)

(単位:件(人))

| 区分 | | 年度 | | | | |
|-------------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| マスク、メガネ、服装等装備不十分 | | 3 (3) | 7 (12) | 5 (5) | 3 (3) | 3 (3) |
| 使用時に注意を怠ったため本人が暴露 | | 1 (1) | 1 (1) | 5 (5) | 0 (0) | 2 (2) |
| 長時間散布や不健康状態での散布 | | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 防除機の故障、操作ミスによるもの | | 3 (4) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 散布農薬の飛散によるもの | | 2 (2) | 0 (0) | 1 (1) | 4 (4) | 1 (1) |
| 農薬使用後の作業管理不良 | | 2 (11) | 2 (5) | 7 (25) | 4 (5) | 5 (16) |
| 保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食 | | 12 (12) | 16 (17) | 16 (16) | 11 (11) | 14 (14) |
| 薬液運搬中の容器破損、転倒等 | | 1 (4) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| その他 | | 1 (1) | 2 (5) | 1 (5) | 2 (7) | 1 (1) |
| 原因不明 | | 13 (14) | 8 (8) | 3 (3) | 4 (4) | 3 (3) |
| 計 | | 38 (52) | 36 (48) | 38 (60) | 28 (34) | 29 (40) |

2. 農作物、家畜等に対する被害

(単位:件)

| 被害対象 | | 年度 | | | | |
|------|--|----|----|----|----|----|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 農作物 | | 7 | 8 | 14 | 10 | 11 |
| 家畜 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 蚕 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 蜜蜂 | | 6 | 8 | 11 | _* | _* |
| 魚類 | | 4 | 10 | 6 | 5 | 2 |
| 計 | | 17 | 26 | 31 | 15 | 13 |

※農薬による蜜蜂の被害については本調査とは別に、平成25年5月より調査を実施しているため、本調査の調査対象から除外した。

3. 自動車、建築物等に対する被害

(単位:件)

| 被害対象 | | 年度 | | | | |
|------|--|----|----|----|----|----|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 自動車 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 建築物 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| その他 | | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 計 | | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 |

2. 平成27年 農林水産物・食品の輸出実績 (平成28年2月2日公表)

農水省 HP: <http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/160202.html>

○輸出戦略上の重点品目(※)の輸出額・輸出数量(平成27年)

| 品目 | 計 | | | | 輸出先上位3カ国・地域 | | | | | | |
|---------------------|--------|------------------------|----------|--------|-------------|---------|--------|-----|--------|--------|-----|
| | 対前年増減率 | | 1位 | | 2位 | | 3位 | | | | |
| | 金額 | 数量 | 輸出先 | 金額(億円) | シェア | 輸出先 | 金額(億円) | シェア | 輸出先 | 金額(億円) | シェア |
| コメ・コメ加工品 | 201 | - | 米国 | 59 | 29% | 香港 | 38 | 19% | 台湾 | 21 | 10% |
| 日本酒(清酒) | 140 | 18,180 kℓ | 米国 | 21.8 | 11.4% | 香港 | 23 | 16% | 韓国 | 14 | 10% |
| 米菓(あらね・せんべい) | 39 | 3,679 t | 台湾 | ▲1.9 | ▲8.3% | 香港 | 8 | 21% | 米国 | 8 | 21% |
| コメ(援助米を除く) | 22 | 7,640 t | 香港 | 56.4 | 69.2% | シンガポール | 5 | 21% | 中国 | 3 | 13% |
| 青果物 | 235 | 64,981 t | 台湾 | 44.2 | 57.8% | 香港 | 64 | 27% | 米国 | 12 | 5% |
| りんご | 134 | 34,678 t | 台湾 | 55.0 | 43.8% | 香港 | 25 | 19% | 中国 | 6 | 5% |
| ながいも | 26 | 7,114 t | 台湾 | 8.8 | 23.1% | 米国 | 11 | 43% | シンガポール | 2 | 8% |
| 花き | 82 | - | 中国 | ▲3.9 | - | 香港 | 13 | 16% | ベトナム | 9 | 11% |
| 植木等 | 76 | - | 中国 | ▲6.2 | - | 香港 | 41 | 54% | ベトナム | 9 | 11% |
| 切り花 | 5 | 83 t | 香港 | 50.4 | 46.9% | 米国 | 2 | 36% | 中国 | 1 | 21% |
| 緑茶 | 101 | 4,127 t | 米国 | 29.6 | 17.4% | ドイツ | 44 | 43% | シンガポール | 9 | 9% |
| 牛肉 | 110 | 1,611 t | 香港 | 34.6 | 28.1% | 米国 | 17 | 16% | カンボジア | 15 | 14% |
| 加工食品 | 2,258 | - | 香港 | 26.8 | - | 米国 | 402 | 18% | 台湾 | 301 | 13% |
| アルコール飲料 (日本酒を除く) | 250 | 91,726 kℓ | 韓国 | 40.2 | 28.3% | 米国 | 44 | 18% | 台湾 | 36 | 14% |
| 清涼飲料水 | 197 | 81,463 kℓ | アラブ首長国連邦 | 23.9 | 12.9% | 香港 | 32 | 16% | 米国 | 24 | 12% |
| 菓子(米菓を除く) | 177 | 13,484 t | 香港 | 19.8 | 8.5% | 台湾 | 24 | 13% | 米国 | 19 | 11% |
| 醤油 | 62 | 29,508 t | 米国 | 19.5 | 11.6% | オーストラリア | 6 | 9% | 英国 | 5 | 9% |
| 味噌 | 28 | 13,044 t | 米国 | 9.6 | 60% | 台湾 | 3 | 10% | 韓国 | 2 | 8% |
| 粉乳 | 56 | 3,448 t | ベトナム | 54.1 | 34.0% | 台湾 | 10 | 18% | 香港 | 9 | 16% |
| 林産物 | 270 | - | 中国 | 23.2 | - | 韓国 | 44 | 16% | フィリピン | 35 | 13% |
| 丸太 | 94 | 691,830 m ³ | 中国 | 36.6 | 32.7% | 韓国 | 25 | 27% | 台湾 | 11 | 11% |
| 製材 | 33 | 60,457 m ³ | 中国 | 2.3 | ▲10.6% | フィリピン | 7 | 21% | 韓国 | 5 | 16% |
| 乾しいたけ | 2 | 59 t | 台湾 | 7.6 | 1.9% | 香港 | 1 | 45% | 米国 | 0 | 9% |
| 水産物 | 2,757 | - | 香港 | 18.0 | - | 米国 | 393 | 14% | 中国 | 386 | 14% |
| ホタテ貝 | 591 | 79,779 t | 中国 | 32.3 | 42.5% | 米国 | 127 | 22% | ベトナム | 61 | 10% |
| さば | 179 | 186,025 t | タイ | 55.4 | 75.7% | エジプト | 42 | 24% | ベトナム | 21 | 12% |
| ぶり | 138 | 7,944 t | 米国 | 38.2 | 25.6% | 香港 | 4 | 3% | 中国 | 3 | 2% |
| さけ・ます | 72 | 20,362 t | 中国 | ▲37.0 | ▲46.2% | ベトナム | 13 | 18% | タイ | 13 | 17% |

(※) 国別・品目別輸出戦略(平成25年8月策定)における重点品目 数量単位 t: トン, kℓ: キロリットル, m³: 立方メートル

3. 平成 26 年度 食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果

厚労省 HP : <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000115550.html>

厚労省は、平成 28 年 3 月 4 日開催、薬事・食品衛生審議会で資料(資料 12)を公開した。

【概要】

国民が日常の食事を介して、食品中に残留する農薬をどの程度摂取しているかをマーケットバスケット調査方式による一日摂取量調査を実施し、平成 26 年度の調査結果を取りまとめた。

＜調査方法＞

調査機関 : 地方自治体の衛生研究所等 16 機関

調査対象農薬等 : 39 物質の農薬等 (自治体により調査対象が異なる)

実施方法(分析調査): 各機関において国民健康・栄養調査の地域別集計に基づき設定したモデル献立に従って調製した試料を、I～XIVに分類した食品群毎に均一に破碎混合、対象農薬等の定量分析を実施。

平均一日摂取量の推定: 農薬等が検出された食品群は当該分析結果を濃度とし、検出されなかった食品群は検出限界の 20 %を濃度と仮定し、I～XIVの各食品群の摂取量総和を調査機関ごとの一日摂取量とし、それらの平均値を用いる。

＜調査結果＞

- (1) 29 の農薬等が、いずれかの食品群において検出された。推定された平均一日摂取量の ADI 比は、0.009 %～2.80 %の範囲。
- (2) 4 機関以上で分析が行われ、いずれの食品群からも検出されなかった農薬等のうち ADI が設定されているものに関して、調査機関の検出限界の 20 %の量がすべての食品群に含まれていると仮定し推定された平均一日摂取量は、いずれの農薬等も ADI を十分に下回っていた。

4. 病害虫発生予察情報「特殊報」について(平成 28 年 2 月 22 日現在)

注) : 6 月 12 日までは既報(みどりのたより 63 号)

| 発表月日 | 都道府県名 | 対象作物名 | 対象病害虫名 |
|----------|-------|-----------|-------------------|
| H27.6.23 | 宮城県 | レンゲ | アルファルファタコゾウムシ |
| H27.6.26 | 京都府 | とうがらし | トウガラシえそ輪点病 |
| H27.7.3 | 岐阜県 | うめ | ウメ輪紋病 |
| H27.7.9 | 栃木県 | いちご | ミカンコナカイガラムシ |
| H27.7.13 | 和歌山県 | にんじん | ニンジン斑点細菌病 |
| H27.7.17 | 大阪府 | きく | キク茎えそ病(CSNV) |
| H27.7.31 | 徳島県 | もも、うめ、すもも | Aromia bungii |
| H27.8.19 | 北海道 | ばれいしょ | ジャガイモシロシストセンチュウ |
| H27.8.21 | 大分県 | きく | キク茎えそ病(CSNV) |
| H27.8.21 | 大分県 | トマト | トマト茎えそ病(仮称)(CSNV) |
| H27.8.24 | 神奈川県 | トマト | トマト茎えそ病(仮称)(CSNV) |

| 発表月日 | 都道府県名 | 対象作物名 | 対象病害虫名 |
|-----------|-------|---------------|---------------------|
| H27.9.14 | 高知県 | トマト | トマト葉かび病菌(レース 4.9) |
| H27.9.15 | 熊本県 | トルコギキョウ | トルコギキョウえそ輪紋病(IYSV) |
| H27.10.1 | 鳥取県 | トルコギキョウ | トルコギキョウえそ輪紋病(IYSV) |
| H27.10.8 | 埼玉県 | 茶 | ヒサカキワタフキコナジラムシ |
| H27.10.15 | 静岡県 | トマト、なす | タバコノミハムシ |
| H27.10.20 | 広島県 | もも | モモ果実赤点病 |
| H27.11.2 | 神奈川県 | ごま、ささげ、オクラ、なす | ミナミアオカメムシ |
| H27.11.10 | 宮城県 | なし(果実) | サクセスキクイムシ、ハンノキキクイムシ |
| H27.11.17 | 神奈川県 | めぼうき(バジル) | メボウキベと病(仮称) |
| H27.11.20 | 長野県 | 日本なし | ニホンナシハモグリダニ(仮称) |
| H27.11.20 | 愛媛県 | さつまいも | ヨツモンカメノコハムシ |
| H27.11.20 | 福岡県 | もも | モモ果実赤点病 |
| H27.11.20 | 福岡県 | 日本なし | ヒメボクトウ |
| H27.11.20 | 鹿児島県 | マンゴウ | キイロワタフキカイガラムシ |
| H27.11.30 | 茨城県 | トマト | トマト退緑萎縮病(TCDVd) |
| H27.12.1 | 愛知県 | しそ・えごま | シソサビダニ |
| H28.12.4 | 神奈川県 | トマト | トマト退緑萎縮病(TCDVd) |
| H28.12.15 | 群馬県 | なす | ミツユビナミハダニ |
| H28.12.24 | 秋田県 | いちじく | イチジク株枯病 |

【特殊報】

平成 28 年 2 月 22 日現在

| 発表月日 | 都道府県名 | 対象作物名 | 対象病害虫名 |
|----------|-------|---------------|----------------------------|
| H28.1.4 | 大分県 | しそ | シソサビダニ |
| H28.1.4 | 大分県 | めぼうき(バジル) | メボウベと病(仮称) |
| H28.1.8 | 岡山県 | ほうれんそう、しゅんぎく | オオクビキレガイ |
| H28.1.8 | 群馬県 | ブルーベリー | ブルーベリータマバエ(仮称) |
| H28.1.14 | 岐阜県 | きく | キク茎えそ病(CSNV) |
| H28.1.15 | 鹿児島県 | アブラナ科野菜(キャベツ) | ケブカノメイガ |
| H28.1.20 | 神奈川県 | トマト | トマト黄化病 |
| H28.1.28 | 長野県 | くるみ | クルミ黒斑細菌病(仮称) (クルミ褐色腐敗病) |
| H28.1.29 | 愛媛県 | くるみ | クルミ黒斑細菌病(仮称) (クルミ褐色腐敗病) |
| H28.1.29 | 沖縄県 | めぼうき(バジル) | メボウベと病(仮称) |
| H28.2.10 | 神奈川県 | トマト | トマト葉かび病(レース 2. 9) |

5. 平成 27 農薬年度ゴルフ場・緑地向け農薬出荷実績

平成 27 年度における、ゴルフ場・緑地分野での農薬の出荷実績は、数量では 6,544ton・kℓ(対前年 90.6%)、金額では 26,378 百万円(同 94.7%)で、数量、金額はそれぞれ 9.4%、5.3%の減となった。

種別では、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、植調剤いずれも数量、金額ともに減。

その他分野(主として、殺そ・殺藻剤)は数量、金額ともに増であった。

特に殺虫剤では、芝生における粒剤の減少による影響が大きかった。

(報告会社:33 社)

① 出荷数量 平成 26 年 10 月～27 年 9 月

| 種 別 | 用 途 別 販 売 数 量(ton,kℓ) | | | | | | | |
|-------|-----------------------|-------|-----|-------|-------|------|-------|-------|
| | 芝 | 前年比 | 樹木 | 前年比 | 緑地 | 前年比 | 合計 | 前年比 |
| 殺 虫 剤 | 410 | 64.8 | 426 | 99.0 | 1 | 89.6 | 837 | 78.3 |
| 殺 菌 剤 | 843 | 97.3 | 1 | 54.0 | - | - | 844 | 97.3 |
| 除 草 剤 | 1,029 | 96.0 | 8 | 82.2 | 3,650 | 91.7 | 4,687 | 92.6 |
| 植 調 剤 | 36 | 89.6 | 2 | 226.6 | 33 | 48.4 | 71 | 65.1 |
| 農薬肥料 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 | 0 |
| そ の 他 | 55 | 104.1 | 48 | 111.3 | 0 | | 104 | 107.3 |
| 合計 | 2,375 | 88.4 | 485 | 99.0 | 3,684 | 91.0 | 6,544 | 90.6 |

② 出荷金額 平成 26 年 10 月～27 年 9 月

| 種 別 | 用 途 別 販 売 金 額(百万円) | | | | | | | |
|-------|--------------------|-------|-------|-------|-------|------|--------|-------|
| | 芝 | 前年比 | 樹木 | 前年比 | 緑地 | 前年比 | 合計 | 前年比 |
| 殺 虫 剤 | 2,107 | 89.7 | 3,369 | 98.0 | 3 | 75.0 | 5,479 | 94.6 |
| 殺 菌 剤 | 6,380 | 98.4 | 2 | 50.0 | 1 | - | 6,383 | 98.4 |
| 除 草 剤 | 9,378 | 94.9 | 11 | 84.6 | 3,787 | 89.6 | 13,176 | 93.3 |
| 植 調 剤 | 676 | 89.1 | 43 | 215.0 | 306 | 84.1 | 1,025 | 89.7 |
| 農薬肥料 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| そ の 他 | 184 | 104.0 | 131 | 111 | 0 | - | 315 | 106.8 |
| 合計 | 18,725 | 95.2 | 3,556 | 99.0 | 4,097 | 89.2 | 26,378 | 94.7 |

注) 四捨五入の関係で若干の差異があります

6. 改正航空法周知ご協力の依頼(ドローン等無人航空機関係)

国土交通省 航空局から平成27年 12 月 10 日に航空法の一部が改正され、無人航空機(ドローン・ラジコン機等)に係る交通ルールが定められたことに伴い、改正航空法の内容についてポスターとリーフレットを作成して、関係者への周知について協力の依頼がありました。

[次頁:リーフレット]

[国土交通省 HP:http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html]

★許可・承認の申請について(続き)

3. 申請先

- (1) 空港等の周辺、高さ150m以上における飛行の許可申請
→飛行させようとする空域を管轄する空港事務所
※詳しくは航空局HPに掲載している「許可・承認申請書の提出官署の連絡先」をご参照ください。

- (2) それ以外の許可・承認の申請
→国土交通省 航空局 安全部 運航安全課
※詳しくは以下にお問い合わせ等をお願いします。

【問い合わせ先】

：国土交通省 航空局 安全部 無人航空機窓口

無人航空機の飛行ルールの詳細や許可等の申請の方法については、以下の国土交通省航空局HP
http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html
をご参照下さい。

※詳細は を検索！

不明な点等ございましたら、以下の問い合わせ窓口までご相談下さい。

電話：03-5253-8111 (国土交通省代表)

内線：50157、50158、50216、50226、48182、48303

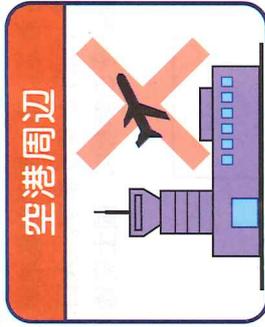
直通：03-5253-8737、03-5253-8696

E-mail：hqt-jcab.muujin@ml.mlit.go.jp

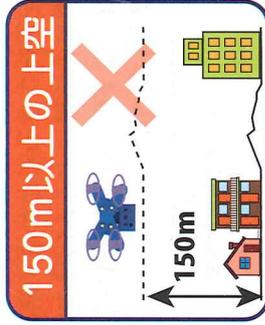
無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の 安全な飛行に向けて！

平成27年12月10日から、無人航空機の飛行ルールを定めた改正航空法が施行されました。
ルールを遵守し、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させることを心掛けてください。

★飛行禁止空域



空港周辺



150m以上の上空

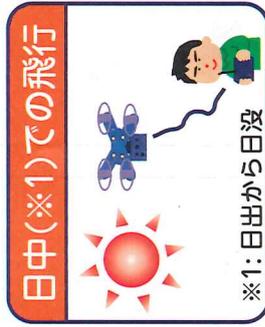


人家の密集地域

※裏ページをご参照ください。

★飛行の方法

※これらの方法によらずに飛行(例:夜間飛行、目視外飛行等)させたい場合には、国土交通大臣の承認が必要です。



日中(※1)での飛行

※1:日出から日没



目視(※2)の範囲

※2:直接肉眼



距離の確保(※3)

※3:人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車等)との間に30m以上の距離を保つことが必要です。



催し場所での飛行禁止

イベント会場



危険物輸送の禁止

凶器 毒物類 引火性液体 など
火薬類



物件投下の禁止

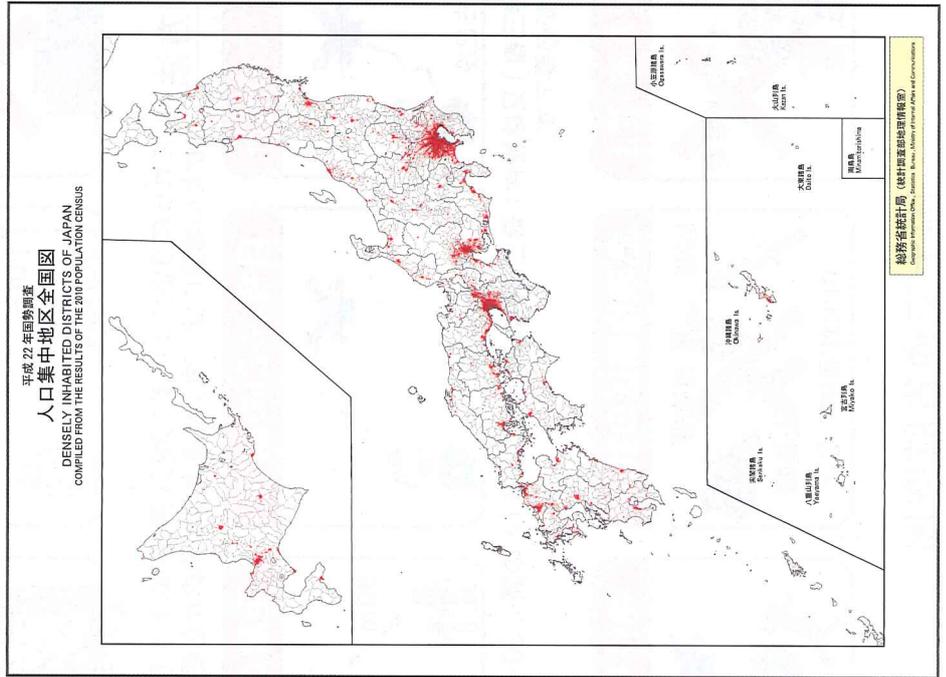
★航空法の対象となる「無人航空機」とは

飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって人が乗ることができないもの
のうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの(※)です。
(※) 200g未満の重量(機本体の重量とバッテリーの重量の合計)のものを除きます。

(例) ドローン(マルチコプター)、ラジコン機、農業散布用ヘリコプター

★人家の密集地域

その上空で無人航空機を飛行させることが原則禁止されている人家の密集地域
とは、具体的には、国勢調査の結果による人口集中地区(DID)となります。人口
集中地区の詳細については、以下の「人口集中地区全国図」をご参考に、国土交通
省航空局HPを通じてご確認ください。



★許可・承認の申請について

航空法に定める「飛行禁止空域」における飛行、「飛行の方法」によらない
飛行を行おうとする場合、**飛行開始予定日の少なくとも10日(土日祝日等
を除く。)まで(※)に、国土交通省へ申請が必要**です。

※ 申請に不備があった場合には、審査に時間を要する場合もあるため、期間に相当の
余裕をもって申請してください。

【包括申請】

同一の申請者が**一定期間内に反復して飛行を行う場合又は異なる複数の
場所**で飛行を行う場合の申請は、包括して行うことが可能です。

【代行申請】

飛行の委託を行っている者が受託先の飛行をまとめて申請する場合や、
複数の者が行う飛行をまとめて申請する場合などは、代表者による代行申請
が可能です。

※なお、報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を、行政書士以外の者が
行う場合には、行政書士法違反となります。

【許可期間】

許可等の期間は原則として3ヶ月以内ですが、継続的に飛行させることが
明らかな場合には、**1年を限度**として許可等を行うことが可能です。

1. 申請書

国土交通省航空局HPに掲載している「無人航空機の飛行に関する
許可・承認の審査要領」及び「記載例」等をご参考に、申請書に必要
事項を記載の上、関係書類とともに提出してください。

(記載事項の例)

- ・ 飛行の目的、日時、経路、理由
- ・ 無人航空機の製造者、名称、重量
- ・ 無人航空機の機能及び性能
- ・ 飛行経歴、飛行に必要な知識及び能力に関する事項
- ・ 安全確保体制

2. 申請方法

原則として、**郵送(※)、持参(※)**又は**オンライン申請**が可能です。

※ 普通郵便でも可能ですが、簡易書留をお勧めします。詳細は、航空局HPでご確認ください。

※ 受付時間は、09:30~17:00となっております。詳細は、航空局HPでご確認ください。

II. 緑の安全管理士会関係(3月22日現在)

1 平成27年度「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)の報告

(1) 管理士の状況

開催案内は9月25日時点で届出住所が確認できた管理士2,875名(前年:2,815名)を対象に、①資格更新対象の管理士498名(同458名)には更新研修受講申込書などを同封した封書で、②他の一般の管理士2,377名(同:2,257名)には支部大会参加申込書(兼住所等変更届)を往復葉書で連絡しました。

(2) 本年度の研修テーマ

①農薬行政の動向、②農薬に関する環境リスクの評価と管理、③農薬の登録状況を巡る話題(北海道除く)、④短期暴露・ミツバチ等を巡る最近の話題、の4テーマとし北海道を除く各支部共通としました。

(3) 参加者等の内訳(下表参照)

平成27年度の資格更新研修会(兼「支部大会」以下同じ)は、昨年の11月19日(木)の関東支部①から順次開催し、1月22日(金)の近畿支部で全日程を終了しました。

管理士の参加総数は1,111名(前年度1,113名)、内訳では、資格更新者が340名(同307名)、一般では771名(同806名)でした。

参加率で見ると、資格更新者が68%(同67%)、一般が32%(同34%)で、平均では前年同の43%(同44%)でした。

平成27年度 管理士会支部大会の概要

| 支部名 | 支部大会(更新研修) | | | | | | | アンケート | |
|-------|------------|-----|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-----|
| | 更新 | | 一般 | | 合計 | | | 回答数 | 回答率 |
| | 該当者 | 更新者 | 該当者 | 出席者 | 該当者 | 出席者 | 参加率 | | |
| 北海道 | 39 | 28 | 196 | 57 | 235 | 85 | 36% | 58 | 68% |
| 東北 | 56 | 40 | 289 | 87 | 345 | 127 | 37% | 49 | 39% |
| 関東① | 122 | 45 | 473 | 156 | 595 | 201 | 34% | 79 | 39% |
| 関東② | 85 | 83 | 509 | 182 | 594 | 265 | 45% | 88 | 33% |
| 東海・北陸 | 43 | 38 | 327 | 75 | 370 | 113 | 31% | 52 | 46% |
| 近畿 | 59 | 47 | 207 | 92 | 266 | 139 | 52% | 66 | 47% |
| 中国・四国 | 51 | 31 | 173 | 57 | 224 | 88 | 39% | 46 | 52% |
| 九州・沖縄 | 43 | 28 | 203 | 65 | 246 | 93 | 38% | 39 | 42% |
| 27年度 | 498 | 340 | 2,377 | 771 | 2,875 | 1,111 | 39% | 477 | 43% |
| 26年度 | 458 | 307 | 2,357 | 806 | 2,815 | 1,113 | 40% | 495 | 44% |

(4)アンケートでの要望等への対応

アンケートによる管理士の皆様の意見や要望については、27年度の研修会では以下の対応としました。

(要望等に対する対応)

①講演内容が重複(農水省、環境省、FAMICの説明振りが重複)した部分については。

〈対応〉 行政(農水省、環境省)との事前打ち合わせを踏まえて、講演テーマの要点について、FAMICへ情報提供することで講師による重複の解消に努めましたが、27年度を終えて前者の内容把握が不十分な点(重複)の改善について、お願いしました。

②講演のボリューム(PPT資料)が多いや時間配分に関しては。

〈対応〉 制度や規制等については、最近、改訂された事項等を重点にすることで行政(農水省、環境省)へ依頼、FAMICには検査機関の視点から農薬の登録を巡る話題提供の依頼としました。

講師には、時間的に余裕のあるパワーポイントの点数での説明を依頼。27年度を終えて、重要な部分についてはスポット的な映像を組み入れるなど内容を見易くする工夫等の改善を求める予定です。

③途中退席者への容認は管理士の資格に対する信頼が損なわれるので対策を講じるべきでは等に関しては。

〈対応〉 同26年度から研修会場において、公益法人としての「認定資格の更新」に理解を求めることで、途中退席者の解消に努めていますので、出席に当たっては業務等との調整をお願いします。

また、要望の高いテーマの選定に努めるなど有意義な支部大会となることで、閉会までの参加となるように努めます。

なお、止む得ない場合は、その旨を受付へ書面で提出いただくことなどを検討しています。

④終了時間を厳守との要望に関しては。

〈対応〉 各支部共通のプログラム(北海道を除く)とし、開始時間は13時から終了時間を16時45分に統一しました。

⑤研修用資料には頁や目次を附して見易い改善等の要望に関しては。

〈対応〉 通し頁を附すことで容易に内容を利用できるようにしました。

また、行政(植物防疫地区協議会)の最新情報については、支部大会資料とは別葉として、12月末に「みどりのたより64号」として後半の支部大会出席者や未参加の管理士への情報提供(配布)としました。

2 事務局からの連絡とお願い

(1) 「みどりのたより」へのご意見、ご投稿をお待ちしています

緑の安全管理士の皆さまの活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てたいと考えています。

皆さまのご意見や記事投稿をお待ちしております。

(2) 緑の安全管理士の皆さんのメールアドレス登録をお願いします

E-mail アドレスを登録頂きました管理士の皆さまには、病虫害の発生予察情報や農薬登録情報などの最新情報を随時お届けしています。

3月17日に27年度40回目となる『NO.147号』を発信しました。今後とも速やかに情報をお届けします。

なお、将来的には支部(地域)活動の展開を図るうえからも地域の会員相互の連絡ネットワークの構築は重要と考えています。

管理士の皆様には、趣旨をご理解のうえ、①氏名、②ご自身のメールアドレス、③管理士番号、④現在のお住まいの都道府県名を記載したメールを次のアドレスに送付(登録)をお願いします。

なお、一度、登録済の方(受講申請書に記入済みの方も含)は不要ですが、アドレスを変更された管理士の方はお知らせ下さい。

[メール送付先:midori-kanrishi@midori-kyokai.com]

(3) 「緑の安全管理士」の「所属、住所等の変更届」をお届け下さい

資格更新案内など種々のお知らせは、管理士個々の届出の所属先に送付させていただいていますが、毎回、宛て先不明で戻る件数が少なくありません。このため連続する場合は、送付を停止しています。

届出事項の内容に変更があった場合は、速やかに事務局まで連絡下さい(送付を停止している場合は、再開します。)

当会のホームページで「届出書」をダウンロード、ご記入の上、FAX・電子メール・郵便等でお送り下さい。 【届出様式:巻末】

[届出書:<http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1304.pdf>]

(4) 「緑の安全管理士」認定証の再発行をお受けしています

認定証を紛失されて再発行を希望される方は、当会のホームページで「再発行願い」をダウンロード、ご記入の上、写真2枚、再発行料金(3,000円)を添えて事務局まで提出してください。

不明な点は事務局にお問い合わせください。 【届出様式:巻末】

[再発行願い:<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1404.pdf>]

(5) 「緑の安全管理士」認定証の紛失届【上記(4)と同じ様式を使用】

認定証を紛失している場合は、「認定証 紛失等再発行願い」の書式を『紛失届(再発行を抹消)』として提出(写真・手数料は不要、FAX可)することで処理しています。 【届出様式:巻末】

(6) 「緑の安全管理士」の資格復活について

業務等の都合により「緑の安全管理士」資格の有効期間内に資格更新ができなかった方で、管理士の資格復活を希望される方は事務局にご相談下さい。資格は一時失効扱いとなっていますが失効の条件によっては、次年度の更新研修会参加などによる資格復活の制度があります。

(7) 平成 28 年度「緑の安全管理士会」役員会の開催予定

平成 28 年度の「緑の安全管理士会役員会」は 6 月 22 日(水)午後の予定です。

なお、緑の安全推進協会の総会(第 27 回)は、前週の 6 月 17 日(金の)予定です。

(8) 平成 28 年度「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)の予定

平成 28 年度は以下の予定です。

| 支部名 | 開催日 | 支部名 | 開催日 | 支部名 | 開催日 | 支部名 | 開催日 |
|-----|-------|-----|-------|------|-------|------|--------|
| 北海道 | 11/21 | 関東① | 11/28 | 東海北陸 | 11/22 | 中国四国 | * 1/19 |
| 東北 | 12/1 | 関東② | 12/12 | 近畿 | *1/20 | 九州沖縄 | * 1/18 |

注) *: 平成 29 年。

Ⅲ. 緑の安全推進協会関係

1. 「緑の安全管理士」199 名が誕生

(1) 緑の安全推進協会主催の「緑の安全管理士」の認定研修会は 12 月 5 日～7 日の間、受講生 94 名(再受講 2 名含)で東京・新橋の K 保険(株)研修室で開催しました。

認定試験合格者 89 名は、認定審査を経て 89 名が新たに「緑地・ゴルフ場分野」の緑の管理士として認定されました。

(2) (一社)日本植物防疫協会主催の「植物防疫研修会」は、①9 月 28 日～10 月 2 日(受講生 61 名)と、②28 年 2 月 1 日～5 日(同 64 名)の 2 回、日本植物防疫協会(会議室)で開催されました。

植物防疫研修の修了者で「緑の安全管理士(農耕地分野)」資格の取得申請者の①54 名、②56 名は認定審査会の審査を経て「農耕地分野」の緑の安全管理士として計 110 名(うち 2 名は 2 分野)が認定されました。

(3) 「緑の安全管理士」の認定審査会は、①12 月 18 日、②3 月 10 日に開催し、199 名を「緑の安全管理士」として認定しました。



認定研修会の会場

2. 資格更新者に新規の認定証を送付

更新した新規の「認定証(カード)」等は作成して送付済みです。

なお、長期継続の有資格管理士で 27 年度更新者 51 名の「認定証(カード)」は、ゴールドカード(ライン入り)としています。

お手元に届いていない方は、事務局までご連絡下さい。

(1) 更新・認定証の発送まで

① 更新研修会で出席確認できた緑の安全管理士の方には、②27年度で期限切れとなる「認定証(カード)」の返納、③「資格更新研修会受講申込書」、④「写真(2点)」、⑤「更新料支払いの確認」を終えた順に、⑥新規「認定証書」、「認定証(カード)」及び「緑の安全管理士の手引き」を同封して、⑦届出の住所あてに送付しました。

(2) 旧「認定証(カード)」を紛失している場合

更新された「認定証(カード)」等の発送は、平成 27 年度(同 28 年3月 31 日)で期限切れとなる旧「認定証(カード)」の返納を確認してからとなります。

認定証を紛失している場合は、『紛失届(再発行を抹消)』を提出、FAX 可、(写真・手数料は不要)することで返納に代えています。【届出様式:巻末】

[紛失等再発行願い：<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1404.pdf>]

(3) 勤務先や住所等が変更となっている場合

「連絡先等変更届出書」を速やかに提出して下さい。届出事例が多い支部大会前後は事務反映に若干時間を要していますのでご了承下さい。

【届出様式：巻末】

[届出書：<http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1304.pdf>]

3. 「緑の安全管理士」資格喪失後の復活措置の見直し

管理士資格の有効期間内に資格更新ができなかった場合は、資格は失効扱いです。従来は資格喪失後5年以内を目処に資格復活制度がありました。

今般、資格復活の要望や問い合わせが寄せられる背景には、管理士としての責務の重要性が再認識されつつある現状を踏まえて、3月10日の資格認定審査会において、復活措置の見直しが行われましたので、資格喪失後5年を超える方で資格復活を希望される方は事務局へご相談下さい。

なお、管理士資格の基本的な取り扱いは概ね以下のとおりです。

(1) 資格の有効期間(「農耕地分野」、「緑地・ゴルフ場分野」)

(1) 新規取得者は、認定の翌年度から5年目の年度末までの5年間。

(2) 更新者は、更新年度の翌年度から5年目の年度末までの5年間。

(2) 資格更新の要件

・有効期間の4年目までに、支部大会(兼更新研修会)に1回以上出席して、更新年度の更新研修会に出席することで資格更新となります。

【出席不足で要件を満たしていない場合】

5年目に出席することで更新要件が補完されますので、6年目の更新研修会に出席して、1年遅れで資格更新(残りの有効期間は4年間)となります。

(3) 更新研修会の案内

・更新要件を満たした管理士には、受講申込書等を添えて最寄りの会場をご案内しています。(受講会場は、他の会場を選択できます。)

(4) 受講申込書の提出

- ・受講申込書に写真等を添えて、事務局へ提出(別途、受講料払込みが必要)して下さい。

(5) 更新研修の出席確認

- ・研修会場では出欠を確認します。

【更新研修会を欠席した場合】

参加できなかった「理由書」を提出して、理由が認められると翌年度の更新研修会に出席することで、資格更新(残りの有効期間は4年間)となります。

(6) 資格の更新

- ・①受講申込書の提出、②更新研修会へ出席、③受講料の払込、④旧「認定証(カード)」返還、の全てが確認できた管理士には、新規の「認定証書」、「認定証(カード)」、「管理士の手引き」を送付します。
注)「認定証」を紛失している場合は、紛失届の提出に代える。

(7) 資格喪失に伴う復活措置 (____見直し部分)

- ・有効期間内に、必要な更新手続きを行わなかったため資格を喪失した元管理士が、資格の復活を希望する場合は、概ね次の手順となります。

(1) 資格喪失後5年以内の場合

- ①「資格復活申請書」に②「復活レポート(4課題程、各 1,000 字)」を添えて提出、『資格認定審査会』の審査(「復活審査判定票」)で合格した場合は、直近年度の更新研修会を受講することで資格の復活を認める。
②但し、特段(5年を超えるなど)の理由がある場合は、考慮できるとされた。

(2) 復活後の資格有効期間は5年間

- ①審査料は 10,000 円、更新研修時の更新手数料は 20,200 円。
②5年を超える場合の審査料は 20,000 円、同更新手数料は 20,200 円。
注)更新手数料は、各年度の更新研修会受講料相当。

4. 「特別研修会」を関東、中部で開催

平成 25 年度から、緑の安全推進協会と農薬工業会の共同開催として、毎年、農薬工業会2支部で開催しています。

緑の安全管理士会の支部大会とは内容を異にしており、「現場で役立つ病虫害の診断・防除」、「農薬の適正使用に関するワンランク上の情報」の提供に努めるとともに、参加者相互の情報交換を行う場として、緑の安全管理士の皆様や防除業に携わる方々の能力及び信用度の一層の向上を目的としています。

平成 27 年度は 10 月 22 日(木)に関東地区(160 名)、平成 28 年 2 月 18 日(木)に中部地区(87 名)で開催しました。



名古屋会場

研修テーマは、関東地区が

- ① 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル ―農薬飛散によるリスク軽減に向けて―(環境省)
- ② 農薬の製品に関する安全情報の提供について(農薬工業会安全対策委員)
- ③ 現場で役立つ雑草の診断と防除対策(農研機構)
- ③ 現場で役立つ雑草イネの生態と防除対策(長野県)。

中部地区が

- ① 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル ―農薬飛散によるリスク軽減に向けて―(環境省)
 - ② 農薬の空容器、残農薬の処分と関係法令(エコシステムジャパン(株))
 - ③ 輸出用茶における作物残留基準について(農研機構)
 - ④ 農耕地・非農耕地における問題雑草の現状(日本植物調節剤研究協会)
- 各地区4課題について講演いただきました。

この特別研修会は、緑の安全管理士、農薬工業会会員関係者、一般の方で防除業に携わっておられる方、行政等関係者に幅広く参加を案内しています。

なお、平成28年度は、東北及び関東での開催について検討中です。

5. 講師派遣について

当協会では、農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、都道府県(市町村)・学校・関係団体・一般市民等が主催する研修会等の要請を受けて、専門分野の講師を無償で派遣する事業を展開しています。

平成 27 年度の講師派遣は 166 回となります。

派遣の時期・内容等によっては、調整に 2 ヶ月程が必要ですので出来るだけ早めにご相談下さい。なお、派遣できる研修会の規模(参集人数)は 30 名以上、時間は60分程度を目安としています。

平成 26 年度からは、緑地・ゴルフ場関連の講師陣についても充実・強化を図っています。管理士の皆様には、研修会や勉強会などを希望・企画されている方に、積極的に当協会の講師派遣をご紹介ください。

講師派遣の詳細、申し込み様式はホームページでご確認ください。

お問い合わせ、お申し込み等の相談は担当者(石島)にお気軽にご連絡下さい。

電話番号：03-5209-2512 FAX：03-5209-2513

[Email : ishijima@midori-kyokai.com URL : <http://midori-kyokai.com/>]

6. 農薬電話相談室について

農薬の使用者や一般市民の方々からの農薬に関しての電話相談に無料で応じています。農薬に関する疑問や質問などどのような内容でもお問い合わせください。直接の疑問・質問など以外にも「この問題については、何処に問合せたら良いか？」などについても気軽にお尋ね下さい。

可能な限りお調べしてお答えしています。

相談電話：03-5209-2512

7. 「グリーン農薬総覧 追補 2016 年版」刊行のご案内



「グリーン農薬総覧 追補 2016 年版」を「同 2015 年総合版」の追補版として 3 月上旬に刊行しました。現在、受注順に発送していますので、ゴルフ場、公園・緑地、造園、防除業に携わる関係者の方々へお薦め頂きたくご案内申し上げます。

追補版と総合版は交互に隔年の刊行で本版は 2015 年 1 月～2015 年 12 月における新規登録、適用拡大、失効等の変更など最新の登録情報を基に、登録農薬の全てに登録番号と適用作物名を記載するとともに、樹木類の病害虫及び雑草に登録のある農薬を対象分野別に整理し、加えて、家庭園芸用の品目についても充実を図っておりますので、同 2015 年総合版と

併せてご利用下さい。

ご注文は、協会のホームページ(出版物案内では、概要のサンプルをPDFでご覧になれます。)からダウンロードしてFAX(03-5209-2513)できます。

[URL:<http://www.midori-kyokai.com/pdf/Fax-1501.pdf>]

お問い合わせ・お申込みは当協会(03-5209-2511)まで

[注文用紙:<http://midori-kyokai.com/syuppan/>]

8. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」

緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などを優しく解説したリーフレットを作成し、知識の普及・啓発に関わる方々に、講習会・研修会・会議等の資料や各種イベントでの配布用などに活用していただけるように支援しています。

リーフレットは無償で送料の負担もありません。

(3/22 現在実績:リーフレット 13 種類、318 ヶ所、回、217 千枚)

ご希望の方は、リーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等を、当協会まで FAX **03-5209-2513** にてお申込みください。

提供できるリーフレットの記載内容等は、当協会のホームページでサンプルをご確認できます。詳細は、農薬相談室(**03-5209-2512**)までお尋ね下さい [URL:http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]

[FAX にあたっては、以下を明記して下さい]

- (1) 使用目的
- (2) 配付対象
- (3) リーフレットの種類(表題)
- (4) 必要数
- (5) 利用期日(必着日)
- (6) 送付先住所・担当者名
- (7) 連絡先(TEL & FAX、E-mail 等)



**ちゃんと知りたい
農薬のこと**
～知っていますか？食の安全～

【社】緑の安全推進協会
〒110-0047 東京都千代田区千代田3-4
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.midori-kyokai.com

【社】農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田3-6 常盤ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
http://www.jpca.or.jp



**農薬は
きちんと保管して
正しく使しましょう!**

【社】緑の安全推進協会
〒110-0047 東京都千代田区千代田3-4
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.midori-kyokai.com

【社】農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田3-6 常盤ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
http://www.jpca.or.jp

飛散防止のポイント
農薬地上散布の場合



【社】緑の安全推進協会
〒110-0047 東京都千代田区千代田3-4
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.midori-kyokai.com

【社】農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田3-6 常盤ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
http://www.jpca.or.jp

知って得する!
保護具の知識
「農薬を使うときの安全チェックリスト」付き



【社】緑の安全推進協会
〒110-0047 東京都千代田区千代田3-4
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.midori-kyokai.com

【社】農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田3-6 常盤ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
http://www.jpca.or.jp

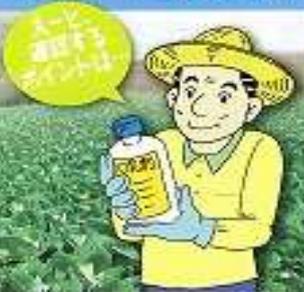
**農薬は
責任を持って
正しく使しましょう!**



【社】緑の安全推進協会
〒110-0047 東京都千代田区千代田3-4
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.midori-kyokai.com

【社】農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田3-6 常盤ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
http://www.jpca.or.jp

**農薬を
正しく使って
確かな収穫!**



【社】緑の安全推進協会
〒110-0047 東京都千代田区千代田3-4
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.midori-kyokai.com

【社】農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田3-6 常盤ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
http://www.jpca.or.jp

農薬を使ったあとに...
**きちんと
後片づけをしよう!**



【社】緑の安全推進協会
〒110-0047 東京都千代田区千代田3-4
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.midori-kyokai.com

【社】農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田3-6 常盤ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
http://www.jpca.or.jp

**あっ!
その作物には
使えないよ!**



農薬の使い方ガイド

【社】緑の安全推進協会
〒110-0047 東京都千代田区千代田3-4
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.midori-kyokai.com

【社】農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田3-6 常盤ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
http://www.jpca.or.jp

農薬を正しく使うため
**きちんとマスクを
つけましょう!**



【社】緑の安全推進協会
〒110-0047 東京都千代田区千代田3-4
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.midori-kyokai.com

【社】農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田3-6 常盤ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
http://www.jpca.or.jp

**使用回数
カウント
できる?**



【社】緑の安全推進協会
〒110-0047 東京都千代田区千代田3-4
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.midori-kyokai.com

【社】農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田3-6 常盤ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
http://www.jpca.or.jp

**農薬使用の
「ハテナ？」
にお答え!**

きちんと使用するためのQ&A



【社】緑の安全推進協会
〒110-0047 東京都千代田区千代田3-4
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.midori-kyokai.com

【社】農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田3-6 常盤ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
http://www.jpca.or.jp

**よくわかる!
農薬適正使用の
ポイント**
～責任を持って使うために～



【社】緑の安全推進協会
〒110-0047 東京都千代田区千代田3-4
TEL.03-5209-2512 FAX.03-5209-2513
http://www.midori-kyokai.com

【社】農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田3-6 常盤ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
http://www.jpca.or.jp

『緑の安全管理士』連絡先等変更届出書

公益社団法人 緑の安全推進協会内
緑の安全管理士会 事務局 御中

住所、連絡先(勤務する事業所、所属会社等)等が変更になりましたので、お届けいたします。

届出日 平成 年 月 日 認定番号 (No.)
氏 名 ()
変更前の勤務先 ()

※ 下記の変更事項に○をつけてください。

① 会社名、②所属、③勤務先、④住所、⑤その他

【変更後】変更があった事項についてのみご記入ください。

| | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------|
| 1.勤務会社名等 (ゴルフ場の方はゴルフ場名 を記入) | | 2.経営母体名 (ゴルフ場の方のみ記入) |
| 3.所属部署及び支店名 又は営業所名等 | | |
| 勤務先の所在地 (郵便の送付先を記入) | 〒 (—) 必ずご記入ください。 | |
| | TEL — — | FAX — — |
| | E-mail | |
| 5.自宅住所等 | 〒 (—) 必ずご記入ください。 | |
| | TEL — — | FAX — — |
| | E-mail | |

☆ゴルフ場に勤務の場合、1.にゴルフ場名、2.に経営母体名を書いてください。会社等に勤務の方は1.に勤務会社名等、3.の所属部署や支店名又は営業所名をも記入してください。

☆勤務先がない場合(退職、自営等)は、5.に自宅住所等として、当協会と連絡が取れる連絡先を必ず書いてください(特に退職の場合は、1.勤務会社名等欄に「退職」と記入して、5の自宅住所等を必ず記入してください)。

☆ ご届出いただいた内容の個人情報、支部大会案内、更新研修会案内、認定証書の発送等の場合以外には使用いたしません。

- 「緑の安全管理士」は個人の資格です。転勤、退社等により、「連絡先」に変更が生じた場合には、速やかにこの届出書をご提出してください (FAX可)。
- 当協会は本届出書に基づき貴殿の「緑の安全管理士」データの変更を行います。ご提出が遅れますと支部大会案内、更新研修案内、認定証書の発送等に支障をきたす事になりますのでご注意ください。

送付先:公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX:03-5209-2513
E-mail : midori@midori-kyokai.com

公益社団法人 緑の安全推進協会 御中

『緑の安全管理士』認定証書および認定証 紛失等再発行願い

| | | | |
|--|----------------------|-----------------------|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">写真貼付</p> <p style="text-align: center;">免許証サイズ</p> </div> | 申請年月日 | 平成 年 月 日 | |
| | 認定番号 | No. | |
| | ふりがな | | |
| | 氏 名 | | |
| | 生年月日 | (昭和・平成) 年 月 日生 | |
| 勤 務 先 名 | | | |
| 所 属 部 課 | | | |
| 勤 務 先 住 所 | (〒 -) | | |
| 勤務先 TEL/FAX | TEL : | FAX : | |
| 勤務先 E-mail | | | |
| 自 宅 住 所 | (〒 -) | | |
| 自 宅 TEL/FAX | | | |
| 自 宅 E-mail | | | |
| 再発行(紛失)類名 | 1. 認定証 (名刺サイズ写真付) | 2. 認定証書 (B 5サイズ証書) | |
| 再発行(紛失) 由 | 1. 紛失 | 2. その他 () | |
| 分 野 別 | 1. 農耕地 | 2. 緑地・ゴルフ場分野 | |
| 認 定 年 月 日 | 平成 年 月 日 | | |
| 有 効 年 月 日 | 平成 年 月 日 | | |

- ★ 認定証書 (B5 サイズ証書) 再発行料金 ¥3,000 (送料込み)
- 認定証 (名刺サイズ写真付き) 再発行料金 ¥3,000 (送料込み)
- ※ 同封の郵便振替用紙でお振込み下さい。(振込手数料はご負担ください。)
- ★ 写真2枚送付のこと。
- ※ 1枚は本願い書に貼付。もう1枚は裏に氏名を書いて裏返し、クリップ止めして同封。

送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX：03-5209-2513

E-mail：midori@midori-kyokai.com

みどりのたより

第 65 号

発行日 平成 28 年 3 月 23 日

発行 緑の安全管理士会 事務局

〒101-0047

東京都千代田区内神田 3-3-4 (全農薬ビル 5 階)

公益社団法人 緑の安全推進協会 内

TEL : 03-5209-2511

FAX : 03-5209-2513

http : //www.midori-kyokai.com

Eメール : midori@midori-kyokai.com

